

令和3年9月15日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

日本医師会認定産業医制度実施にあたっての留意事項—その40—  
更新の特例措置対象者の修得単位の取り扱いについて

平素より産業保健活動の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
標記につきまして、別添のとおり、日本医師会より通知がございました。

現在のコロナ下において、研修会の中止や受講者数制限等により研修会への参加や認定証更新のための単位修得が困難な状況が続いていることから、認定証記載の有効期限が平成32年(2020年)2月以降の認定産業医については、単位を充足できずに有効期間満了後であっても認定産業医とみなして、認定産業医としての活動が認められています。(R3.3.11付健I259「留意事項その38」、令和3年3月24日付府医通知)

現在、更新必要単位を修得した時点での申請をお願いしておりますが、参加研修会によっては必要単位以上を修得する場合がございます。今後、希望する場合は、更新必要単位以上の修得単位については、次回更新に向けての単位として取り扱うことが可能となりました。

また、本取り扱いによる更新認定申請にあたっては、下記の点に留意して申請をいただくよう、貴会におかれましてもご了解いただくとともに、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

なお、留学や疾病等に伴う取り扱いにつきましては、対象外となりますので、別途ご相談ください。

記

○特例措置による更新をこれから行う場合(図1)と既に行った場合(図2)に応じ、対応してください。後者については、更新必要単位以上の単位数を以て、既に更新手続き済みで、過剰分を次回更新申請に充てることを希望する場合は、旧手帳を併せて提出すること。その際に、対象となる単位証明(シール、Web研修会修了証)については、付箋等を使い、任意の方法で明確に示すこと。

※対象となる単位の証明が明確でない場合、本取り扱いの対象とはなりません。

○特例措置の単位を除き、有効期間内に修得していない単位は更新の単位とはなりません。(図3参照)

○2回分の同時申請は認められません。更新申請は必要単位を修得した時点で、都度速やかに行ってください。

●日本医師会認定産業医制度実施にあたっての留意事項—その40—更新の特例措置対象者の修得単位の取り扱いについて

(日医文書管理システム) ※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

[https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/kenko1/2021ken1\\_107.pdf](https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/kenko1/2021ken1_107.pdf)

(大阪府医師会産業医部会 HP)

[https://www.osaka.med.or.jp/img/doctor/tsuchi\\_02.pdf](https://www.osaka.med.or.jp/img/doctor/tsuchi_02.pdf)

※事務局：地域医療1課 堀田 (TEL 06-6763-7012・FAX 06-6766-2875)